

未熟児養育医療給付制度について

1 未熟児養育医療給付制度

生まれた赤ちゃんの体重が 2,000g 以下の時、あるいは入院治療が必要な赤ちゃんの医療費の一部を援助する制度です。

2 未熟児養育医療の申請に必要な書類（持ち物）

- (1) 養育医療給付申請書（市役所の窓口にあります）
- (2) 養育医療意見書（病院の主治医の先生からもらえます）
- (3) 世帯調書（市役所の窓口にあります）
- (4) 赤ちゃんの健康保険証の保険者番号、記号が分かる証明書等の写し
（申請書に正確に記載した上で、申請時にマイナポータルのスクリーンショット等をご用意下さい。
課宛てメールへ送付して頂きます。）
- (5) 委任状（署名、押印されたもの）
- (6) 所得税等証明できるもの *1月1日時点で住民でなかった場合は必須です。
（申請年の1月1日時点で住民登録があれば、市で確認できます。証明等必要ありません。）
- (7) 伊那市福祉医療費給付金支給申請書…この書類で福祉医療の手続きも同日に可能です。

3 未熟児養育医療の申請方法、決定、支払いの流れ

- ① 養育医療給付申請書を提出します。
- ② 市から医療券を交付（A5 サイズ）します。
→ここまでは1週間～2週間程かかります。
→医療券は、券の有効期間中に対象の病院を退院されるまで、有効です。



実際に医療保険で支払った医療費が保険証の審査機関経由で市へ連絡されます。
この期間が概ね2ヶ月かかります。（この段階で一部自己負担金額が確定します。）

- ③ 委任状の提出により、一部自己負担の金額について福祉医療制度で還付の扱いとなります。

4 その他

未熟児養育医療は入院費の補助が目的なので、退院したら補助は終了となります。
ただし、有効期限内（1歳の誕生日の前日まで）に転院する場合は、転院先で再度意見書を書いていただき市役所で申請をお願いします。

《証明書等の写しの送り先》



健康推進課メールアドレス
ken@inacity.jp

問い合わせ先
伊那市役所
健康推進課 保健係
電話 78-4111 内線 2333